

# コミュニティ・スクールって何?!

～魅力からつくり方まで、お教えします～



平成28年7月

文部科学省

初等中等教育局参事官付





# もくじ

## 【コミュニティ・スクールとは?】 P1

- P1 だから、コミュニティ・スクールにしました
- P2 コミュニティ・スクールの仕組みを取り入れるメリット・魅力は何?
- P3 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について
- P4 コミュニティ・スクールの成果と課題

## 【コミュニティ・スクールの組織・運営】 P6

- P6 「学校運営協議会規則」作成のポイント
- P8 学校運営協議会の設置に向けた準備
- P9 学校運営協議会委員を選出するときのポイント
- P9 学校運営協議会で協議する内容
- P10 「熟議」・「協働」・「マネジメント」
- P11 都道府県・市区町村教育委員会の役割と推進方策
- P12 幼稚園、高等学校、特別支援学校の特性を踏まえた在り方
- P13 コミュニティ・スクール導入等促進事業(補助事業)
- P14 研修を充実させる(教育委員会の支援)



## 【既存の取組や仕組みをベースとして学校運営協議会制度へ】 P15

- P16 学校支援地域本部等から学校運営協議会への発展
- P17 学校関係者評価委員会から学校運営協議会への発展
- P18 学校評議員から学校運営協議会への発展

## 【参考資料】 P19

- P19 コミュニティ・スクールに関する最新の動向
- P20 学校と地域の効果的な連携・協働と推進体制
- P21 「次世代の学校・地域」創生プラン
- P22 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (第47条の5)
- P23 条文解説
- P25 学校運営協議会規則の例
- P27 コミュニティ・スクールに関する情報源

# だから、コミュニティ・スクールにしました

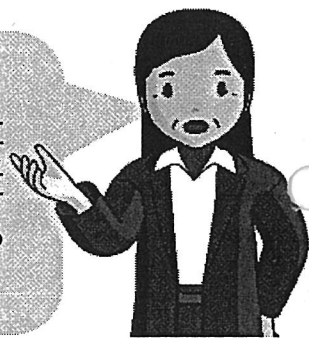
## これからの時代を生きる子供たちのために



これからの学校は、変化の激しい社会の動向にしっかりと目を向け、教育課程を工夫し、教育活動を展開する必要があります。だからこそ、保護者や地域住民とお互いの情報や課題を共有し、「これからの時代を生きる子供たちのために」という共通の目標・ビジョンを持って、同じベクトルで日々の教育活動を進めていきたいと考えたからです。

## 社会総掛かりで子供たちを育む体制を作るために

学校評議員の方からは、これまでたくさんの御意見をいただき、学校運営に反映してきました。この仕組みを発展させ、さらに多くの地域住民や保護者に子供たちの成長に関わっていただけるような学校にしていきたい、信頼できる大人と関わる機会をたくさん作りたいと考えたからです。



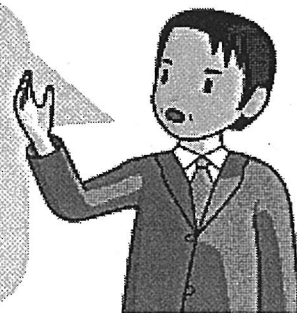
## 連携・協働体制の構築に向けて

私たちの町には、社会教育関係団体がたくさんあります。それらの団体等と学校との関係を一度整理し、目標や役割等について話し合う場を設定したいと考えました。学校と地域はパートナーとして連携・協働し、子供たちの学びを充実させていく必要があると考えます。



## 義務教育9年の学びの充実のために

小中一貫教育を実現するためには、教育課程だけでなく、子供たちの家庭や地域の中での学び、発達段階に応じた心の成長等も一緒に考える必要があります。そこで、保護者や地域住民と子供たちの義務教育9年について話し合う場として、学校運営協議会を設置する必要があると感じました。



## 地方創生を目指して

この町の人口減少は喫緊の課題です。学校と地域の両方を元気にするには、地域全体で共通の目標・ビジョンを持って取り組む「コミュニティ・スクール」の仕組みが必要だと思ったからです。

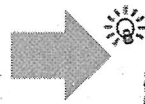




# コミュニティ・スクールの仕組みを取り入れるメリット・魅力は何？



従来より地域との連携を進めているが、コミュニティ・スクールになるメリットや魅力ってどんなところ？



コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組みを導入することによるメリットとして、主に以下の3つが挙げられます。

## ① 組織的・継続的な体制の構築 = 持続可能性

校長や特定の教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる「持続可能な仕組み」です。

## ② 当事者意識・役割分担 = 社会総掛かり

学校運営協議会や熟議等を通して、子供たちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子供を育てていくのか、何を実現していくのかという「目標・ビジョンを共有」できます。

## ③ 目標・ビジョンを共有した「協働」活動

校長が作成する学校運営の「基本方針の承認」を通して、学校や地域、子供たちが抱える課題に対して関係者がみな当事者意識を持ち、「役割分担をもって連携・協働による取組」ができます。

コミュニティ・スクールは、学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民の皆さんが参画できる仕組みです。当事者として、子供の教育に対する課題や目標を共有することで、学校を支援する取組が充実するとともに、関わる全ての人に様々な魅力が広がっていきます。

### 子供にとっての魅力

- 子供たちの学びや体験活動が充実します。
- 自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。
- 地域の担い手としての自覚が高まります。
- 防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活ができます。



### 教職員にとっての魅力

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営が実現します。
- 地域人材を活用した教育活動が充実します。
- 地域の協力により子供と向き合う時間が確保できます。



### 保護者にとっての魅力

- 学校や地域に対する理解が深まります。
- 地域の中で子供たちが育てられているという安心感があります。
- 保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。



### 地域の人々にとっての魅力

- 経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながります。
- 学校が社会的つながり、地域のよりどころとなります。
- 学校を中心とした地域ネットワークが形成されます。
- 地域の防犯・防災体制等の構築ができます。



# コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

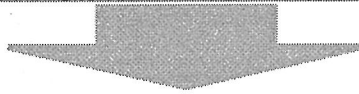
子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、教育改革、地方創生等の動向からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されています。

地域社会のつながりや支え合いの希薄化（生産年齢）人口減少の進行  
子供たちの規範意識や社会性等の課題 児童虐待の増加 貧困問題の深刻化  
複雑化・多様化した学校の課題に伴う教職員の勤務負担 グローバル化の進展

子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、**社会総掛かりでの教育の実現**が不可欠です。

社会総掛かりでの教育の実現を図る上で、これからの公立学校は「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「**地域とともにある学校**」へと転換していくことを目指して取組を推進していくことが必要です。

コミュニティ・スクールは「**地域とともにある学校づくり**」に有効なツールです



コミュニティ・スクールとは、「**学校運営協議会**」を設置している学校を指します。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5】 H16制定

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を置く学校を指定

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること（必須）
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができること

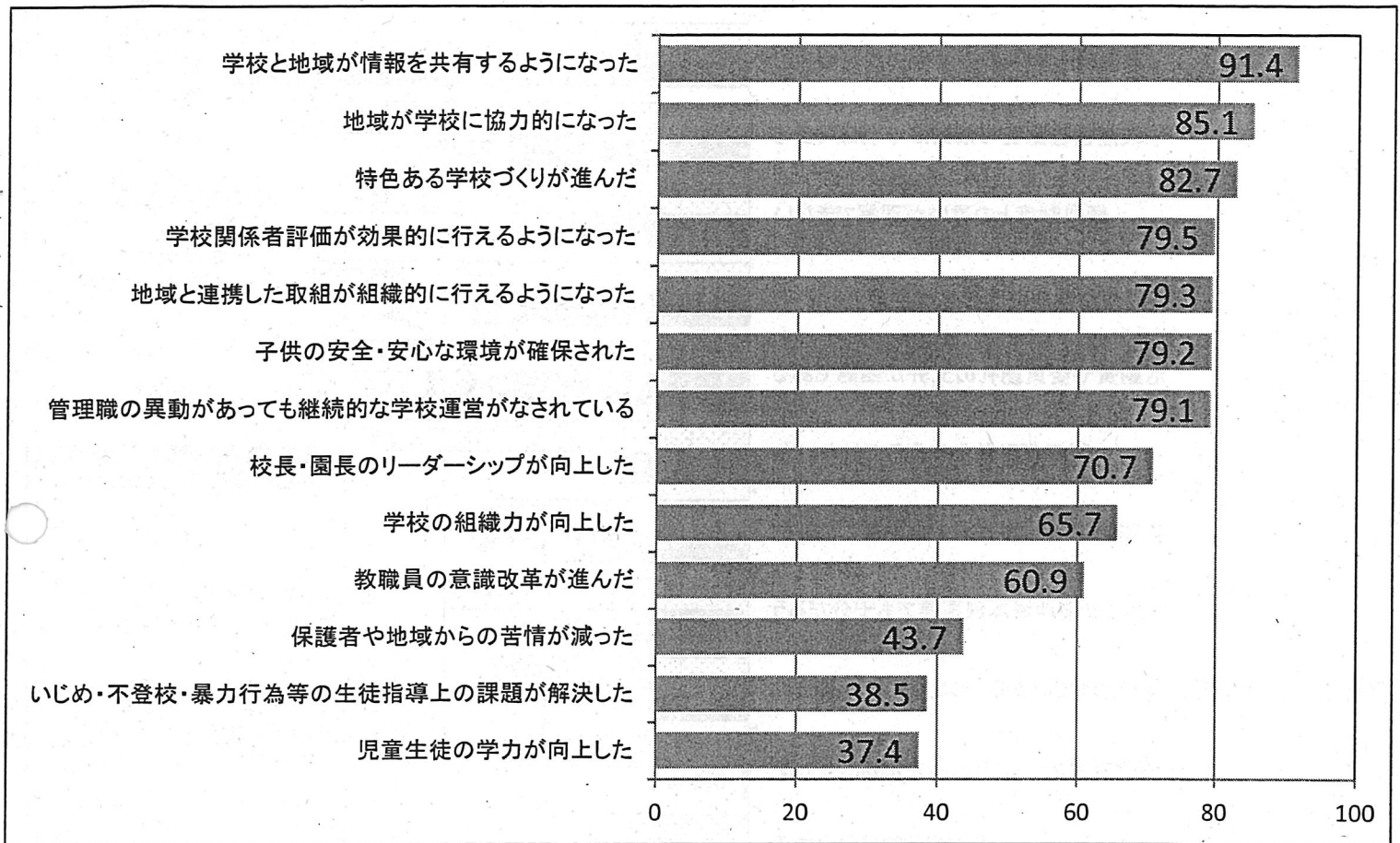


※学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません。



## 成果

コミュニティ・スクールに指定された学校では、地域連携に関する成果のみならず、教職員の意識改革や、学力向上・生徒指導の課題解決においても、**成果**を認識しています。



出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

## 学校と地域の情報共有・協力・連携・相互理解

### 学校関係者評価の充実

### 教職員の意識改革

### 学校・地域の課題解決

学校が元気に！

地域が元気に！

コミュニティ・スクールで変わる  
地域とともにある学校の姿

## 好循環

が生まれています

③ 学校・家庭・地域の課題  
解決に向けた動きの進展

① 関わる人々の意識改革  
(当事者意識)

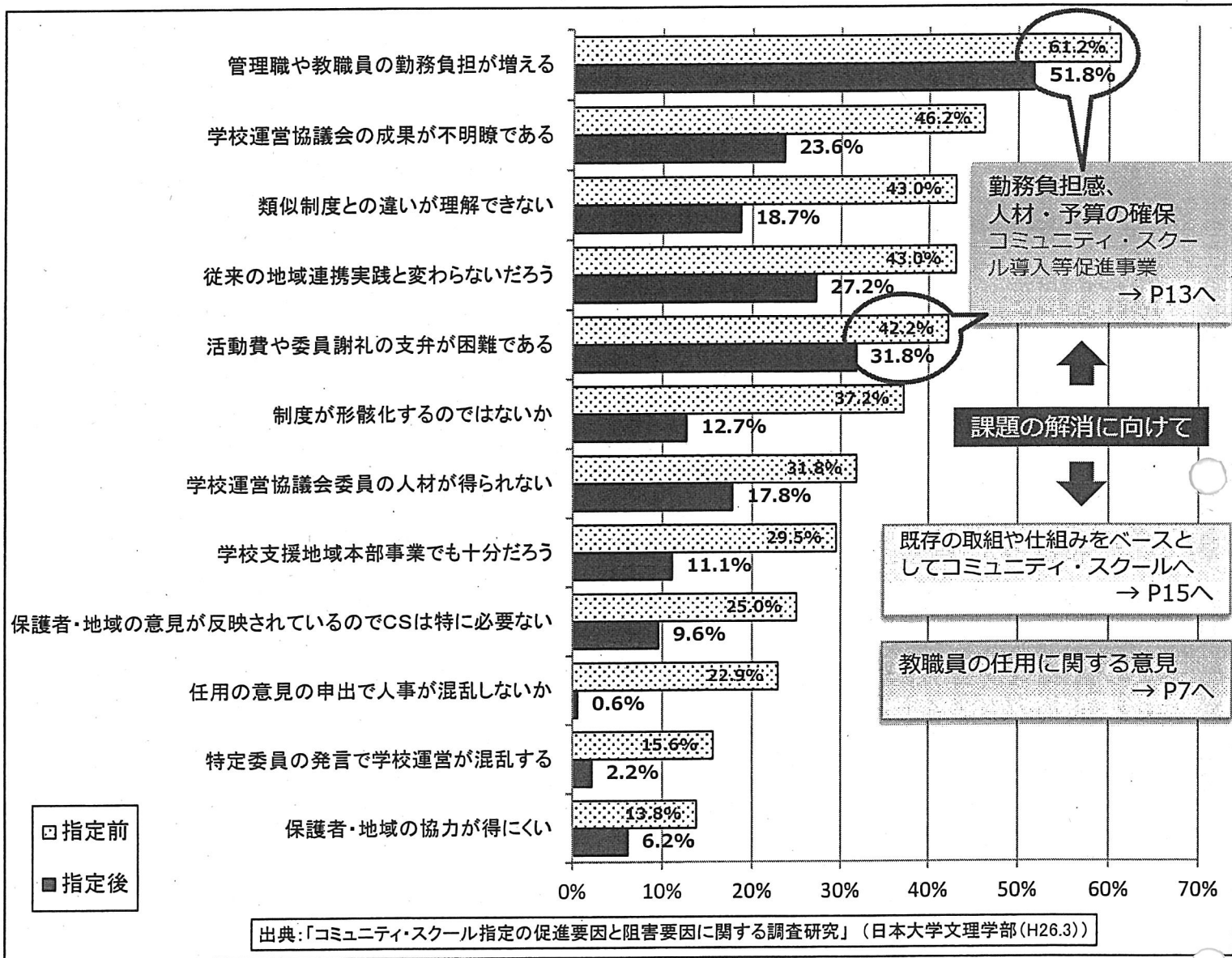
② 保護者・地域住民の教育活動への参画  
学校・家庭・地域の連携強化

学校運営協議会は、学校の良きパートナーになるものです。

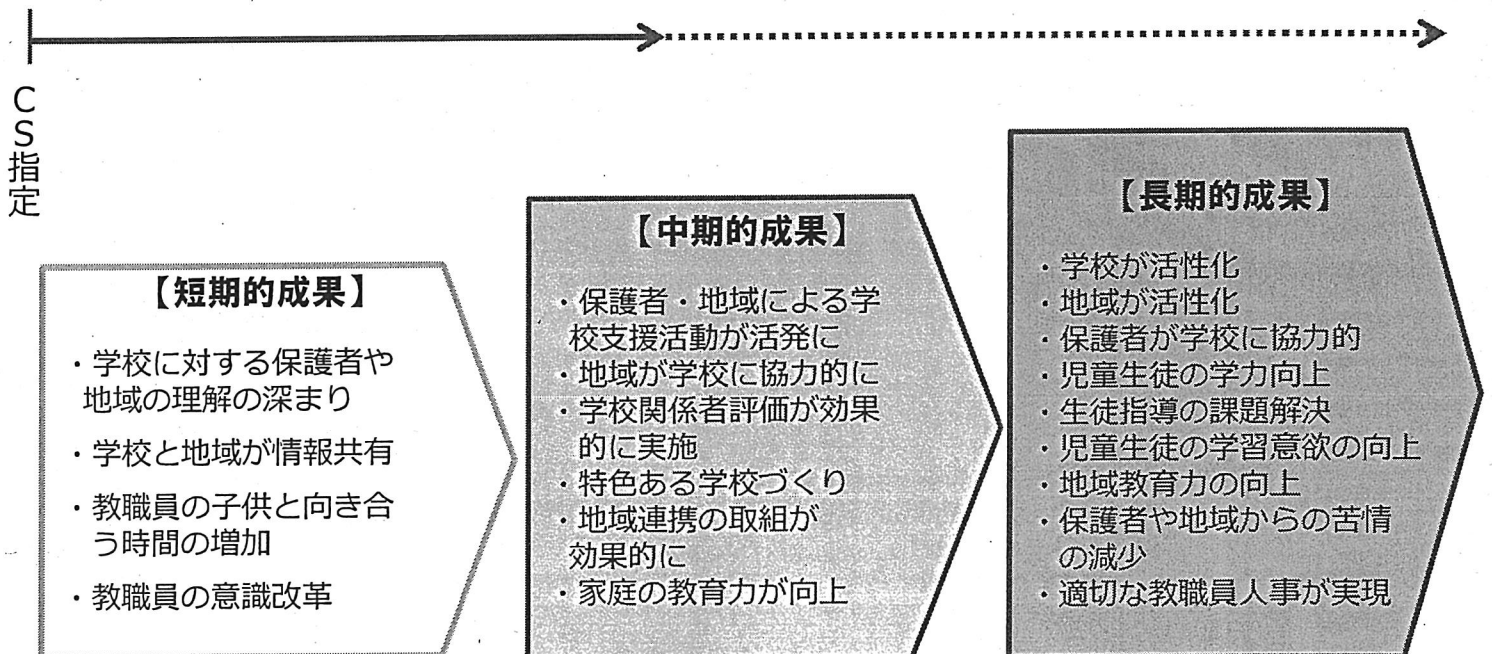
# 課題の解消

コミュニティ・スクールに指定された学校では、指定前にコミュニティ・スクールに対して課題と感じていたことが、指定後には解消されています。

## 【コミュニティ・スクール「指定前」と「指定後」の教職員の意識の変化】



コミュニティ・スクールの指定経験の長い学校で、成果の認識が高くなる傾向があります。





# 教育委員会が作成する「学校運営協議会規則」作成のポイント

管内の学校等をコミュニティ・スクールに指定する教育委員会は、教育委員会規則として「学校運営協議会規則」を制定する必要があります。

## (学校運営協議会規則の項目：例)

目的

趣旨

指定

学校運営に関する基本的な方針の承認

学校運営等に関する意見の申し出

学校運営等に関する評価及び情報提供

住民参画の促進等

委員の任命

守秘義務等

任期

報酬

会長及び副会長

議事

会議の公開

研修

指導及び助言

指定の取消し

委員の解任

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」による規則であることを明記します。

○校長の作成する学校運営の基本方針を承認すること（必須）

○学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること（任意）

○教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができること（任意）

学校運営協議会を設置した自治体の中には、学校と地域との信頼関係・協働体制の構築をまずは目指して、「教職員の任用に関する意見」を学校運営協議会の主活動に位置付けない運用から始めるなど、段階的に発展していった事例も見られます。

PDCAサイクルを機能させるために、学校関係者評価に関する項目を、規則で定めるところがあります。

学校支援地域本部事業を行っている自治体を中心に、学校支援の機能を規則に定めるところがあります。

学校運営協議会委員の具体的な任免の手続きや任期は、教育委員会規則で定め、教育委員会が任命します。委員は、校長が作成する基本方針の承認等の一定の権限を持つことから、特別職非常勤の地方公務員として任命されます。また、学校運営協議会委員のその性質上、守秘義務等についても教育委員会規則で定めることが適当です。校長の推薦により、教育委員会が委員を任命している事例もあります。

### [More detail]

規則例については「学校運営協議会規則例」(→P25)を御覧ください。

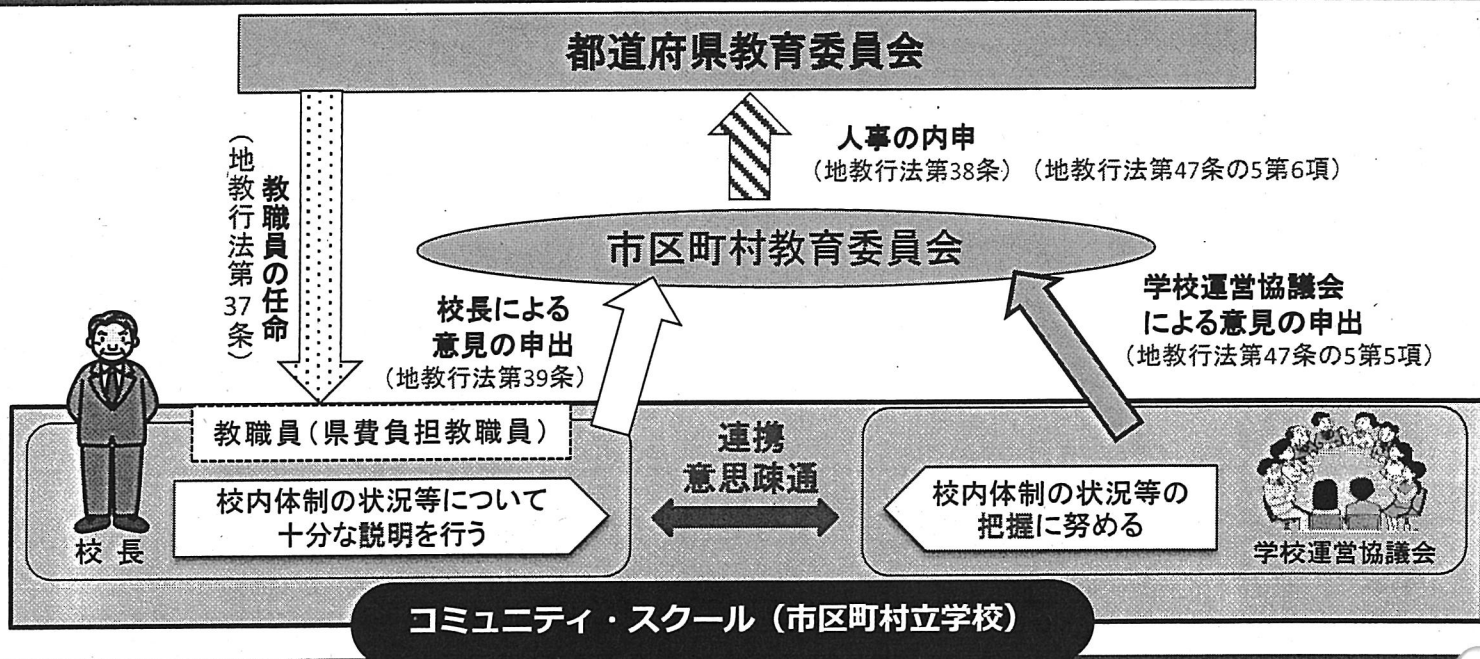
## 【学校運営協議会の承認が得られない場合の対応】

学校運営協議会と校長の意見が異なり、校長が策定した基本方針について承認を得られない場合、校長と学校運営協議会は議論を尽くして、成案を得るように努めなければなりません。仮に、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠いてしまっていること等を理由に承認を得られない場合は、校長は承認を得ずに学校運営を行うことができます。そうした状況が継続する場合には、教育委員会は指定の取消しを含めた必要な措置を行うことが求められます。

### [More detail]

“指定の取消し”についての詳細は「条文解説」の「五」(→P24)を御覧ください。

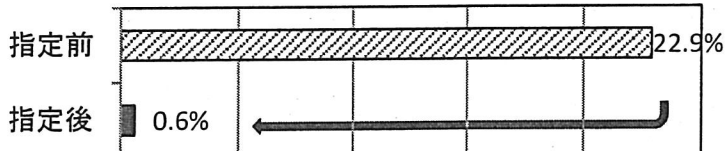
「教職員の任用に関する意見」は、学校の課題解決や教育の充実のために  
校内体制の整備充実を図る観点から述べられるものです



学校運営協議会は、学校の基本方針を踏まえつつ、保護者や地域の意見を学校運営により反映し、学校運営を充実していくために必要な教職員の人事(採用、昇任、転任であり、分限処分、懲戒処分等は含まない)について当該学校を設置する教育委員会を通じて任命権者に意見を述べるすることができます。この際、校長は日頃より学校運営協議会に対し、学校のビジョンや校内体制の状況等について十分に共有しておくことが重要となります。任命権者は域内の実情を踏まえつつ、学校運営協議会からの意見を尊重するよう努めることが求められますが、任命権者(都道府県・政令市)の任命権の行使そのものを拘束するものではありません。また、校長の意見具申権そのものに変更が生じるものではありません。

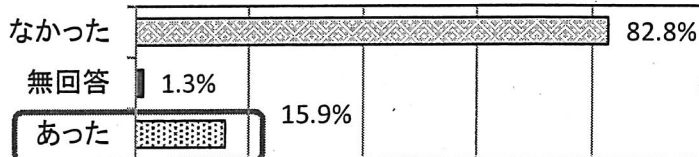
「教職員の任用に関する意見の申出」についての不安は、指定後にほぼ解消されています。

＜指定前後の課題に対する校長の認識の変化＞  
任用の意見申出で人事が混乱しないか不安



実際に「教職員の任用に関する意見の申出」があったのは、約16%の学校です。

教職員の任用に対する意見の申出(H16～23)



「コミュニティ・スクールの推進に関する教育委員会及び学校における取組の成果検証に係る調査研究報告書」(平成24年3月、日本大学文理学部)より

「教職員の任用に関する意見」には、どのようなものがあるのですか？

「教職員の任用に関する意見の申出」は、学校の抱える課題の解決や特色ある学校づくりに必要な校内体制の整備・充実が図られるなどの意義があります。

実際に教職員の任用について意見が出された学校の割合は、指定校の約16%であり、意見の内容としては、教職員人事に関する一般的要望が約64%を占めています。

(要望：例)

- ・ 地域連携の核となる「社会教育主事」の資格を有する教員の配置を要望
- ・ 小学校における外国語活動の充実のために、「中・高の英語の免許」を持った教員の配置を要望
- ・ 若手教職員の人材育成のために、「学年主任ができるリーダー性を持った教員」の配置を要望
- ・ 「地域に根ざしたスポーツ」に関連する部活動の専門的指導ができる教員の配置を要望
- ・ 次年度は複数の学年で個別指導が必要な児童がいることから、学習支援員の複数配置を要望



# 学校運営協議会の設置に向けた準備

## ① ビジョンや課題を全員で共有し、共通の目標を設定する（目指すものは何??）

近年、学校や地域が抱えている課題は複雑かつ多岐にわたっており、学校だけ、地域だけで解決することが難しくなっています。そのため、学校は地域の意見を取り入れ、地域との協働を図りながら教育活動を展開していく必要があります。

コミュニティ・スクールは、学校と地域が課題を認識し、共通の目標やビジョンを持つことから始まります。



## ② 組織づくりを行う

学校運営協議会を組織するにあたっては、まず教職員・保護者・地域住民に対して、設置した目的や仕組みなどの理解を図る必要があります。そのために、学習会や先進校視察、広報活動を十分に行い、コミュニティ・スクールの運営方法等を研究する必要があります。また、小中一貫教育の組織や学校支援地域本部・学校評議員等の既存の仕組みを生かすなど、学校や地域の実情に応じた組織づくりを行います。



**【学校運営協議会】**

協議する主な内容（議題）

- ・（ ）に関する事
- ・（ ）に関する事
- ・（ ）に関する事
- ・（ ）に関する事

人数（ ）人

メンバー構成（ ）

年間活動計画の作成

協議会の進め方

協議会の名称（ ）

**【部会（分科会）運営】**

- （ ）部会
- （ ）部会
- （ ）部会
- （ ）部会

※既存の組織の活用・連携

コミュニティ・スクール指定に向けた準備

**【教職員】**

- 学校運営協議会設置の目的の周知
- コミュニティ・スクール担当教員の任命
- 全教職員が所属する部会の決定
- 校内分掌との関連づけ
- 学校行事との関連づけ
- コミュニティ・スクールに関する研修会の実施

**【保護者】**

- 保護者への周知徹底
- P T A 活動との関連づけ
- 保護者の参加・協力依頼

**【地域】**

- 地域の実態の把握
- 地域住民への周知
- 地域支援ボランティアの活用
- 地域学校協働本部との連携

**【接続校（小・中）】**

- 小・中連携のあり方を協議
- 連携（拡大）学校運営協議会のもち方
- コーディネーターの存在

「学校評議員」「学校関係者評価委員会」等との一体化、「学校支援活動」に関する協議の実施に向けて

**【その他】**

- 教育委員会事務局との連絡調整
- 地域住民の学校運営への参画のあり方・進め方
- 家庭・地域への啓発
- 学校関係者評価の進め方
- 「〇〇〇学校 コミュニティ・スクール構想（イメージ図）」他、説明用資料の作成
- 校内に「学校運営協議会用」の部屋（スペース）の確保
- 予算案の作成

# 学校運営協議会委員を選出するときのポイント

委員構成や人数・任期については、教育委員会規則で定めることとなりますが、実質的で活発な議論を通じて学校運営協議会としての一定の方向性を決定できる程度の人数が必要であり、学校（校長）とともに行動していける委員を選定することが重要です。

なお、委員には保護者や地域住民のほか、学校や地域の実情に応じて、大学教授等の有識者、学校支援地域本部関係者や教育委員会事務局職員（指導主事等）等も考えられます。

## 委員構成（例）

- ・自治会長
- ・公民館長
- ・PTA会長
- ・支援本部コーディネーター
- ・婦人会代表
- ・青年会議所代表
- ・おやじの会代表
- ・同窓会代表
- ・伝統芸能保存会代表
- ・民生委員代表
- ・接続する中学校の校長
- ・学校担当指導主事
- ・当該校 校長 など

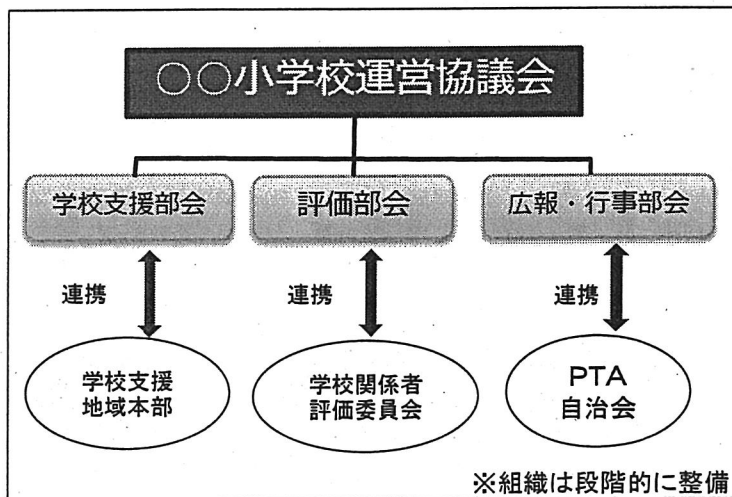
※市区町村や学校の規模に応じて、人数には幅があります。

学校運営協議会の下部組織にいくつかの部会を置いているケースがあります。そこで、地域の人々との広いネットワークをもつコーディネーター的な役割の方が委員になるケースが多くみられます。

**[More detail]**

「学校運営協議会規則例」（→P25）や「条文解説」の「三」（→P23）を御覧ください。

## ＜学校運営協議会の組織図（例）＞

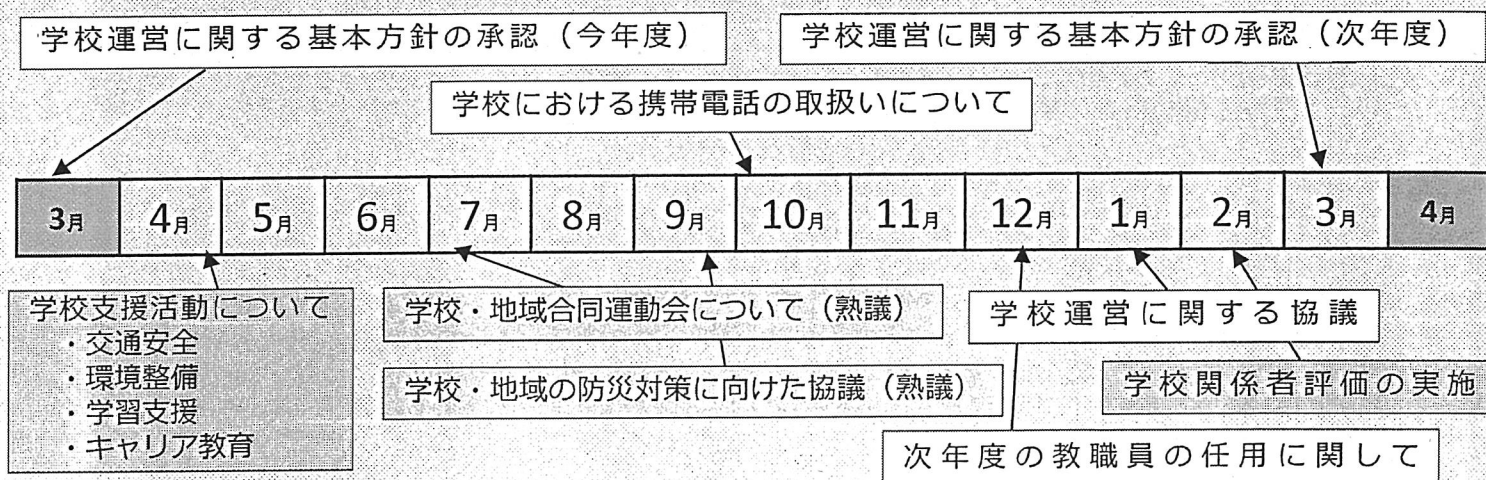


## 学校運営協議会で協議する内容



学校運営協議会では、学校運営に関する「基本的な方針の承認」を行い、「学校や教育委員会への意見の申出」、「教職員の任用に関する意見の申出」を行う権限が法律上定められていますが、その会議体の機能を生かして、多くの学校で「学校評価」や「学校支援活動」についても協議が行われています。また、学校や地域の課題解決に向けた協議や熟議が盛んに行われています。

## 【学校運営協議会・部会（委員会）開催計画：例】





# 「熟議」・「協働」・「マネジメント」

学校と地域の人々（保護者・地域住民等）が学校や地域の課題を共有し、共通の目標・ビジョンを持って一体となって地域の子供たちを育てていくことは、子供の豊かな育ちを確保するとともに、そこに関わる大人たちの成長も促し、ひいては地域の絆を強め、地域づくりの担い手を育てていくことにもつながります。そこで、コミュニティ・スクールに指定された学校は、次の3つの機能を備える必要があります。

## ① 熟議

関係者がみな当事者意識を持ち、子供たちがどのような課題を抱えているのかという実態を共有するとともに、地域でどのような子供を育てていくのか、何を實現していくのかという目標・ビジョンを共有するために「熟議（熟慮と議論）」を重ねることが大切です。

熟議の実施により、より多くの方の意見を取り上げることができます。

「熟議」とは、よりよい集団（学校）生活や人間関係を築くために、「協働して取り組む一連の自主的、実践的な活動」を「話し合い」を重ねながら生み出そうというものです。具体的には、下記のようなポイントを満たしたプロセスを指します。

1. 多くの当事者（保護者、教員、地域住民等）が集まって、
2. 課題について学習・熟慮し、議論をすることにより、
3. 互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに、
4. それぞれの役割に応じた解決策が洗練され、
5. 個々人が納得して自分の役割を果たすようになる



### 【熟議：テーマ例】

子供たちがどう育ってほしいか	学校と地域が一緒にやれることは	「いじめ」を撲滅するには
子供たちの「学力」を向上させるには	地域の力をどう子供たちの教育に生かすか	下校時の安全をどう確保するか
あいさつ日本一の町をめざすために	学校と地域の合同運動会について	携帯電話の取扱いについて
郷土学習で何を子供たちに伝えるか	統合する学校の子供たちにできることは何か	地域に貢献できることは何か

### 【熟議：展開例（約60分）】

※別冊「ワークショップのすすめ」に詳しい展開例を掲載しています。

①オリエンテーション	5	なぜ、熟議開催に至ったかを改めて確認する。
②テーマに関わる資料の共有	10	テーマについての知識・背景を共有する。
③熟議（前半）スタート	20	自己紹介→意見（思い）をたくさん出す（付箋を利用）。
④熟議（後半）スタート	15	前半で出た意見について、方向性をもって話し合う。
⑤グループごとの発表	5	各グループ1分程度でまとめ、全体で発表する。
⑥終わりの挨拶	5	今後の話し合いの場をどこでもつかを提案する。

「熟議」で提案されたプランを、課題解決や目標達成に向けた具体的取組につなげていきます。

## ② 協働

「熟議」の実施を通して学校と地域の信頼関係の基礎を構築した上で、学校運営に地域の人々が「参画」し、共通の目標に向けて「協働」して活動していくことが大切です。

## ③ マネジメント

その中核となる学校は、校長のリーダーシップのもと、目指すべきビジョンの達成に向かって学校内の組織運営を管理することにとどまらず、地域との関係を構築し、地域人材や資源等を生かした学校運営を行っていく力が必要です。

# 都道府県・市区町村教育委員会の役割と推進方策

今後、各地方公共団体は、全ての学校がコミュニティ・スクールとなることを目指し、一層の拡大・充実が必要との認識に立って、積極的な姿勢で取組を推進していくことが求められます。

## 都道府県教委の役割

「教育振興基本計画」への位置づけ、ビジョンと推進目標の明確化

域内市区町村の教育委員会や学校関係者等に対し、コミュニティ・スクール等への理解促進を図るとともに、管理職等への研修会の企画・実施等の推進が求められます。

- ・域内市区町村の教育長及び教育委員のための研修と熟議の充実、市区町村全域への指定の促進
- ・都道府県としてのコミュニティ・スクールの推進の在り方等を協議する「コミュニティ・スクール等推進協議会」(仮称)の設置
- ・域内市区町村におけるコミュニティ・スクールの導入の促進や取組の充実のための財政支援
- ・域内市区町村教育委員会や学校関係者等を対象としたフォーラムの開催
- ・都道府県立学校におけるコミュニティ・スクールの推進

・自治体内のチームとしての連携・協働体制の強化  
(学校教育担当課、社会教育担当課)

・管理職等のマネジメント力向上のための研修機会・内容の充実

・地域連携担当教職員の明確化  
(社会教育主事有資格者や事務職員の積極的な活用)

・「学校現場における業務改善のためのガイドライン」等を踏まえた業務改善の推進

・学校運営協議会委員や学校・地域関係者等の研修機会・内容の充実や熟議の場の充実

## 市区町村教委の役割

「教育振興基本計画」への位置づけ、ビジョンと推進目標の明確化

自身の設置している学校の将来像を校長と共有するとともに、地域との連携・協働体制を確立するため、コミュニティ・スクールの推進を支援することが求められます。

地域住民や保護者等に対しても、取組の必要性や成果を広く周知するなど、学校への理解と参画を促す環境づくりが重要です。

- ・学校関係者、地域住民等に対する積極的な普及・啓発(国の制度等活用説明会も活用したフォーラムや研修会等の開催、熟議の場づくりなど)
- ・コミュニティ・スクール未導入地域における取組の推進(国の支援事業の積極的活用)
- ・地域住民や保護者等の参画促進、関係機関・団体等の連携・協働の促進



# 幼稚園、高等学校、特別支援学校の特性を踏まえた在り方

子供たちの生きる力は地域や社会の多様な人々と関わる中で育まれるものであることは、どの段階においても変わるものではありません。地域や社会を支える子供たちを育成していくためにも、学校種の特性を生かしつつ、幼児・児童・生徒の発達段階等に応じて、地域や社会との協働体制を構築していく必要があります。

## 幼稚園

- 幼児期に家庭や地域の人々など様々な人に愛情を持って関わってもらうことが重要です。
- 学校運営協議会を地域において幼児期から子供の育ちを一体的に考える場としていくことが重要です。卒園児の保護者や地域の小学校や教育・保育施設との円滑な連携の推進等が期待されます。

### 小・中学校 義務教育学校



## 特別支援学校

- 学校運営協議会を通じて、地域住民や保護者等に加え、医療、保健、福祉等の代表の協力を得ることで、子供たちが自立し社会参加できる環境の充実を図ることが期待されます。
- センター的機能の役割を果たす特別支援学校が有する資源の有効な活用を図ることを通じて、地域の活性化に貢献していくことも期待されます。

## 高等学校

- 高等学校において広く地域や社会の参画・協力を促進することは、学校運営の改善につながり、キャリア教育の推進や学校の魅力化、特色づくりに資するものです。
- これまで培われた地域や社会との関係を生かして、学校運営協議会を通じ、地域住民や近隣の大学の教員、地元の商店街、企業、NPO等の団体、地方公共団体等の協力を得ることが期待されます。
- 地域の差し迫った課題を、高校生自らが地域と協働して解決していく地域課題解決型学習を実施するなど、高等学校と地域の双方向的な魅力を発信することも期待されます。



### コミュニティ・スクールを導入している学校（園）の特徴

幼稚園	高等学校	特別支援学校
<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼小中一貫教育を進める統合運営型CS</li> <li>・地域の人々との交流を通じた豊かな心の育成</li> <li>・3つのプロジェクト（親子の育ち・教育研究・伝統文化）による地域との連携</li> <li>・学校支援地域本部との関連を重視した教育活動の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域と連携した教育活動（キャリア教育と探究学習）</li> <li>・企業、大学との連携による専門教育への取組（医療・福祉、英会話）</li> <li>・地域に根ざした学校づくり（生徒流出という課題解決に向けた取組）</li> <li>・高校生のアイデアを元にした地元の商品開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域との双方向の連携、協働による、障害のある児童生徒にとって身近な生活の場単位での学びと育みの場づくり</li> <li>・小・中学校との交流、共同学習の充実</li> <li>・障がいのある子供たちの地域生活を支えるネットワーク会議の開催（高等部をもつ特別支援学校としての企業・施設・団体等との関係づくり）</li> <li>・地域と連携・協働して行う防災教育</li> </ul>
特徴的な委員構成（抜粋）		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年育成協議会会長</li> <li>・コミュニティセンター長</li> <li>・地区主任児童委員</li> <li>・商工会青年部長</li> <li>・老人クラブ代表</li> <li>・スポーツ少年団代表</li> <li>・ボランティア団体代表</li> <li>・町内会長</li> <li>・民政委員</li> <li>・主任児童員</li> <li>・学識経験者（大学教授）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科学技術顧問</li> <li>・学識経験者（大学教授）</li> <li>・工業会会長</li> <li>・青年会議所代表</li> <li>・企業オーナー</li> <li>・市町教育長（県立高等学校）</li> <li>・市役所総務課長</li> <li>・同窓会代表</li> <li>・地区防災担当</li> <li>・中学校長</li> <li>・ボランティアガイド</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会</li> <li>・教育コーディネーター</li> <li>・関係機関代表（手をつなぐ育成会等）</li> <li>・学習活動施設代表（体育館、図書館）</li> <li>・大学教授</li> <li>・民生児童員代表</li> <li>・まちづくりセンター代表</li> <li>・市福祉課長</li> <li>・福祉施設長</li> <li>・自治連合会代表</li> </ul>

文部科学省では、コミュニティ・スクールの導入に向けて動き始めた地域や、導入して間もない地域に対する支援策を講じ地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクールについて、一層の拡大・充実を図っています。

### 導入の促進

- コミュニティ・スクール導入を目指す地域における組織や運営体制づくり
- ★ 別途、教員・事務職員の加配措置あり

### 取組の充実

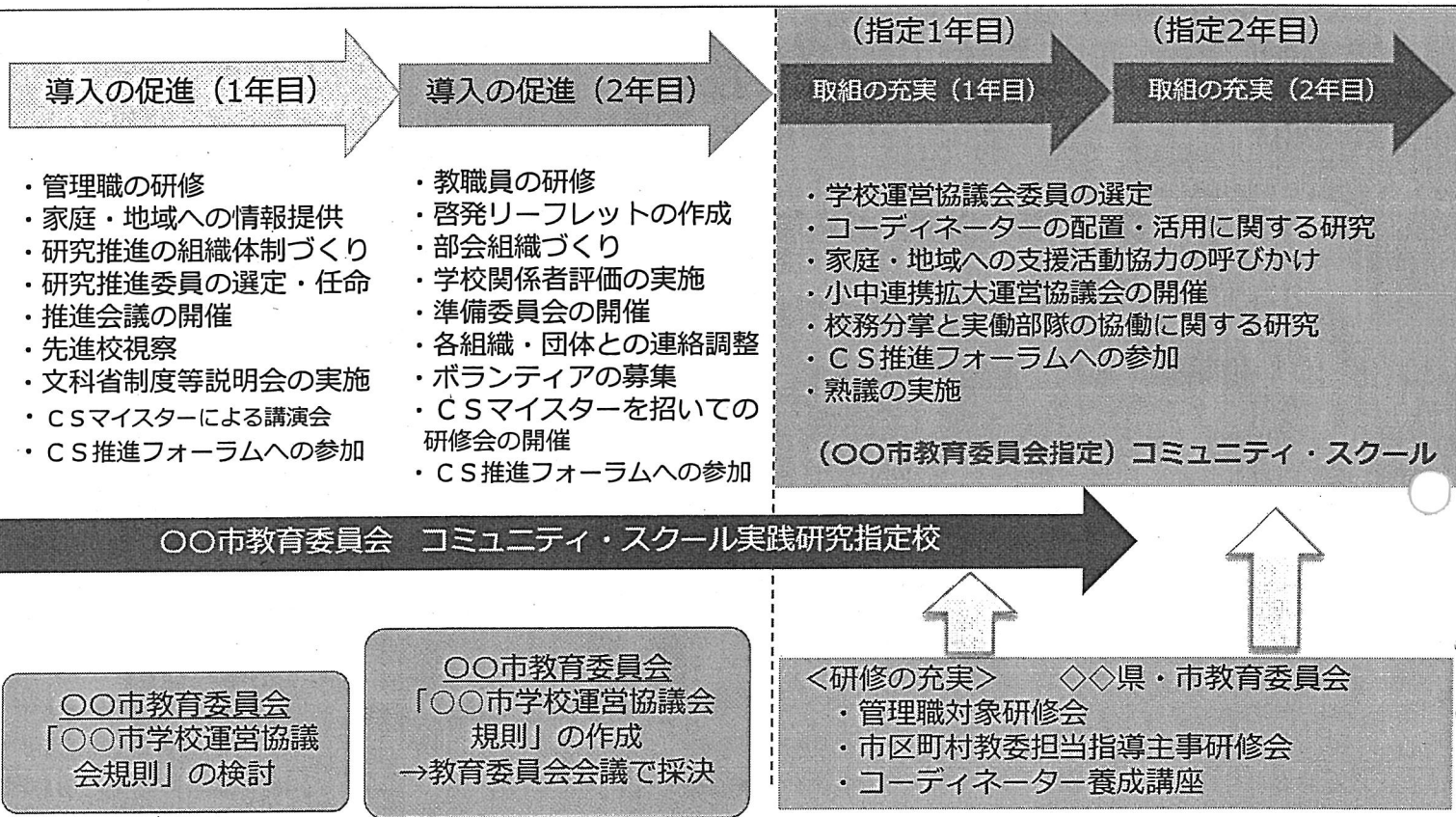
- コミュニティ・スクール導入後における運営体制づくり (CSディレクター※2配置を含む)

### 研修の充実

- 学校運営協議会委員の研修等への支援
- 都道府県・政令市・中核市対象

- ※1 補助については、都道府県の判断により、間接補助とすることも可能。その場合、都道府県、市区町村が1/3ずつ負担。
- ※2 CSディレクター：コミュニティ・スクールの運営や学校種間の調整、分野横断的な活動の総合調整など統括的な立場で調整等を行う地域人材。
- ※3 2/3の自治体の負担分については、地財措置があります。

## 補助事業を活用し、コミュニティ・スクールを導入した（例）



## CSマイスター派遣事業・制度等説明会を実施しています！

CSマイスター派遣

検索



文部科学省では、コミュニティ・スクールの推進に向け、積極的な支援を行っていくこととしています。その一環として、保護者や地域住民等との協働による学校づくりの推進に資するために、CSマイスターの派遣及び制度等説明会を実施しています。

- 「地域とともにある学校づくりの推進に向けたコミュニティ・スクール推進員派遣事業及び制度等活用説明会」の実施について → ホームページから「[申込用紙](#)」（EXCEL）をダウンロードできます



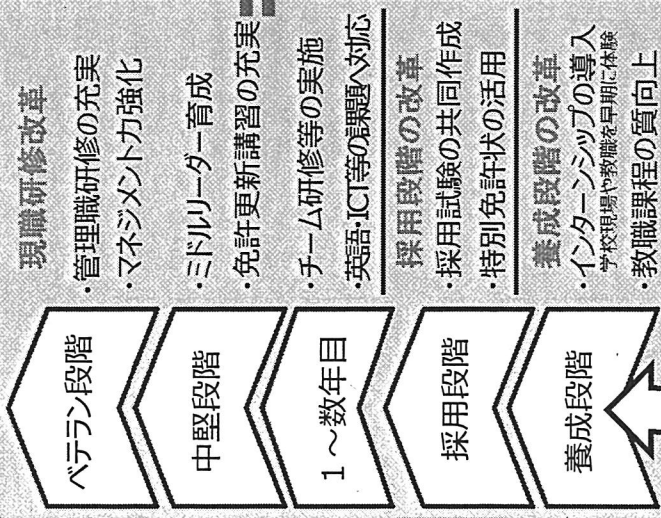
# 「次世代の学校・地域」創生プラン（地プラン）

～中教審3 答申の実現に向けて～

答申③←教育再生実行会議第7次提言

## 教員改革 (⇒資質向上)

養成・採用・研修を通じた  
不断の資質向上



- 現職研修改革
  - ・管理職研修の充実
  - ・マネジメント力強化
  - ・ミドルリーダー育成
  - ・免許更新講習の充実
  - ・チーム研修等の実施
  - ・英語・ICT等の課題へ対応
- 採用段階の改革
  - ・採用試験の共同作成
  - ・特別免許状の活用
- 養成段階の改革
  - ・インターンシップの導入  
（学校現場や教職を早期に体験）
  - ・教職課程の質向上

教員育成指標  
育成指標策定指針

要・法改正：免許法、教員センター法、教法

答申②←教育再生実行会議第7次提言

## 学校の組織運営改革 (⇒チーム学校)

校長の  
リーダーシップの下  
学校を運営

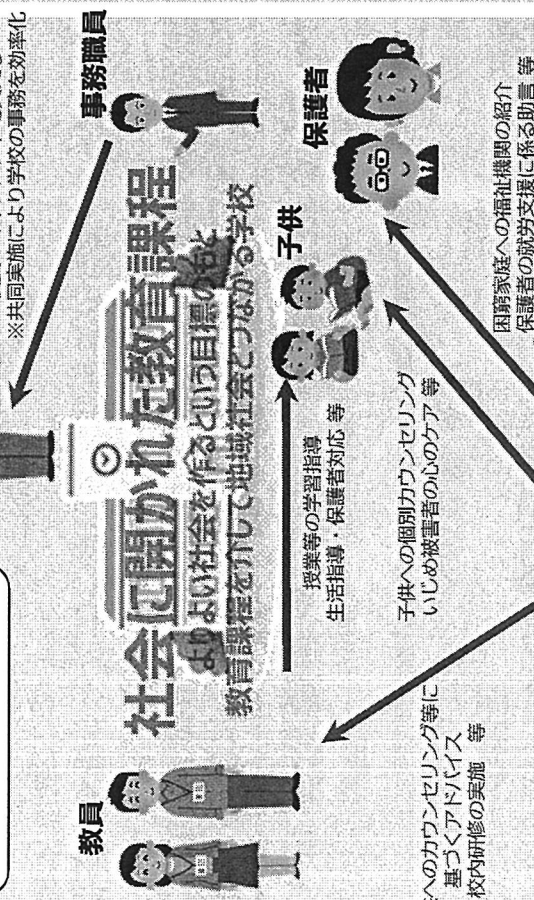
校長

事務職員

保護者

子供

教員



教員を  
バックアップする  
多様なスタッフ

スクール  
カウンセラー

スクール  
ソーシャル  
ワーカー

地域連携の  
中核を担う  
教職員

要・法改正：学校教育法、地方教育行政法

答申①←教育再生実行会議第6次提言

## 地域からの学校改革・地域創生 (⇒地域と学校の連携・協働)

コミュニティスクール

学校運営協議会

校長のリーダーシップを応援  
地域のニーズに応える学校づくり

要・法改正：地方教育行政法

地域学校協働本部

保護者・地域住民・企業・NPO等

地域の人々が学校と連携・協働して、  
子供の成長を支え、地域を創生  
学校を核とした地域の創生

次代の郷土をつくる人材の育成、まちづくり

地域コーディネーター

「地域学校協働活動」の推進

- ・郷土学習・地域行事・学びによるまちづくり
- ・放課後子供教室・家庭教育支援活動等

要・法改正：社会教育法

# 「次世代の学校」の創生に必要不可欠な教職員定数の戦略的充実

# 子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「地方創生」の実現

# 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について(諮問)

## 教育再生実行会議第6次提言

(H27.3.4)

- コミュニティ・スクールの未導入地域における取組の拡充や、学校支援地域本部等との一体的な推進  
(制度面の改善、財政面の措置)
- 地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策
- コミュニティ・スクールの仕組みの必置についての検討推進
- 学校と地域をつなぐコーディネーターの配置
- 学校を核とした地域づくり(スクール・コミュニティ)への発展 など

## コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議

(H26.6.20より開催 H27.3.20最終報告)

- コミュニティ・スクールと学校支援地域本部や学校関係者評価との一体的推進
- 学校評議員制度をはじめ、類似の仕組みからコミュニティ・スクールへの移行の促進
- 中学校区内の小・中学校における一体的な学校運営協議会の取組の促進
- 全国展開を図るための普及・啓発 など

## 中央教育審議会への諮問・審議(H27.4.14 ~ H27.12.21)

- 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について審議
- 初等中等教育分科会に置く作業部会(新設)及び生涯学習分科会に置く部会(新設)において審議

### <検討事項>

- 新しい時代の教育や地方創生を実現するために求められる今後のコミュニティ・スクールの在り方や、それを踏まえた総合的な推進方策等について
  - ・今後のコミュニティ・スクールの在り方の検討
  - 〔校長のリーダーシップの観点、学校支援地域本部や学校評価等の関連の仕組みとの一体的な推進の観点、小中一貫教育等の学校間連携を推進する観点 など
  - ・全ての学校のコミュニティ・スクール化に係る総合的な方策の検討(コミュニティ・スクールの仕組みの必置の検討)
  - 〔学校や地域の状況、市町村や学校の規模との関係、幼稚園、高等学校、特別支援学校におけるコミュニティ・スクールの在り方、小規模自治体における教育委員会と学校運営協議会との関係の取扱い など
- 学校と地域がパートナーとなり、連携・協働体制を築くための地域人材の養成と環境整備について
  - ・新たな学校支援の役割、地域の教育資源を効果的に結びつける学校支援地域本部等の仕組みの在り方
  - ・学校と地域をつなぐコーディネーター等の人材の配置の在り方や、養成・研修・確保方策等
  - ・学校と地域の連携・協働による教育活動を通じた人的ネットワークの構築や、地域住民の学びの機会の充実方策、それらを主体とした地域の振興・再生方策 など



# 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた 学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について(中教審答申)の概要

## 背景

- 地域社会のつながりの希薄化や家庭教育の充実の必要性が指摘されており、地域の教育力の充実が必要
- 学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、教職員のみならず社会総掛かりで対応する必要
- これからの時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要

## 主な課題

### 【コミュニティ・スクール】

- 更なる推進の加速が必要（現在約2,400校）
- 学校のガバナンス強化を目的に導入された制度であり、さらに学校を応援する存在とする必要
- 学校運営の責任者である校長のリーダーシップがより一層発揮されるようにする必要
- 教職員の任用に関する意見等の事項について、これまでの懸念を払拭する必要

### 【地域における学校との協働体制】

- 子供を育て、地域を創るため地域の教育力を向上し、持続可能な地域社会を創ることが必要
- 地域と学校が連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支える活動の全国的な推進が必要
- 従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動を総合化・ネットワーク化することが必要
- 地域住民や学校との連絡調整等を担うコーディネーター機能の強化が必要

### 【両者の一体的推進】

- 両者の体制が、相互に補完し高め合う存在として、両輪となって相乗効果を発揮していくことが必要
- 学校や地域の実情、両者の有機的な接続の観点を踏まえた体制の構築が重要

# これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方(イメージ)

- 学校が抱える複雑化・困難化した課題を解決し、子供たちの生きる力を育むためには、地域住民等の参画・協力が必要。
- このため、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む『地域とともにある学校』へと転換。
- 学校における地域との連携・協働体制を組織的・継続的に確立する観点から、コミュニティ・スクールを一層推進。

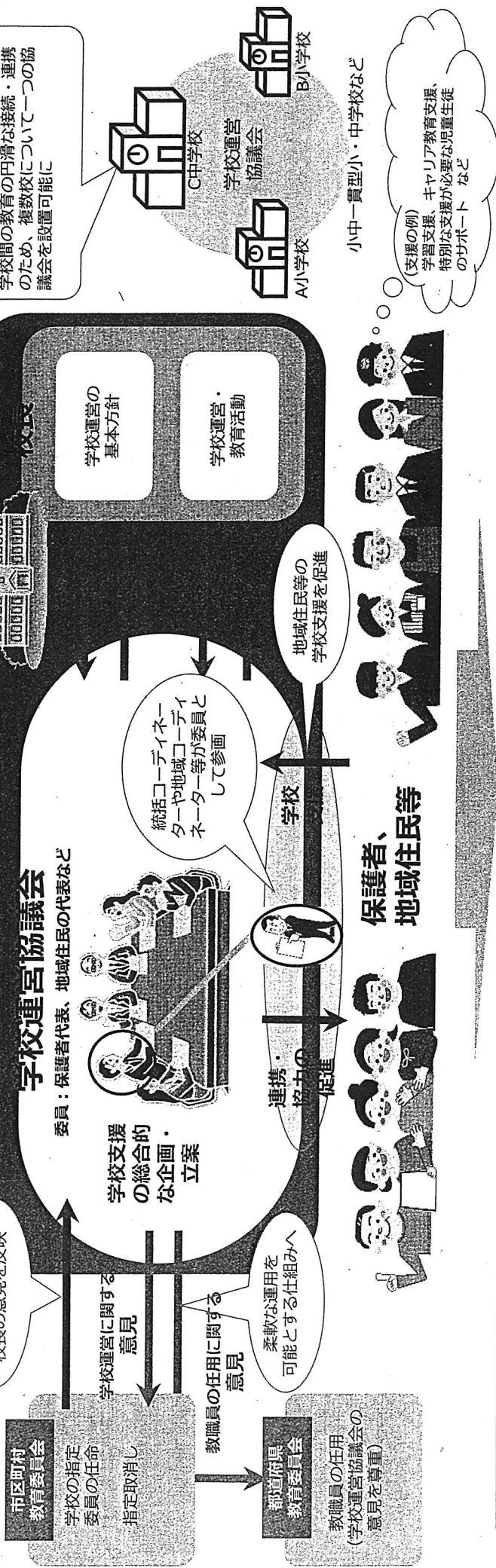
## 基本的 方向性

- 学校運営協議会の目的として、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化
- 現行の機能は引き続き備えることとした上で、教職員の任用に関しては、柔軟な運用を確保する仕組みを検討
- 学校運営協議会において、学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、学校と地域住民等との連携・協力を促進していく仕組みに
- 校長のリーダーシップ発揮の観点から、学校運営協議会の委員の任命において、校長の意見を反映する仕組みに
- 小中一貫教育など学校間の教育の円滑な接続を促進するため、複数校について一つの学校運営協議会を設置できる仕組みに

## <見直しのイメージ>

学校運営への地域住民等の参画を促進するとともに、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化

## コミュニティ・スクール



## 制度的 位置付け

- 全ての公立学校においてコミュニティ・スクールを目指すべきであり、現在任意設置となっている学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策が必要。その際、基本的には学校又は教育委員会の自発的な意志による設置が望ましいこと等を勘案しつつ、教育委員会が、積極的にコミュニティ・スクールの推進に努めていくよう制度的位置付けを検討。

# コミュニティ校化 努力義務に

## 今国会で規定 「人事へ意見」制限も

文科省は新年度から、コミュニティ・スクールへの移行を努力義務にする。開会中の通常国会で法律を改正し、教育委員会に対して、所管する学校ごとに学校運営協議会を置くよう努めなければならぬとする規定を設ける。地域住民らで構成する学校運営協議会は、引き続き、教職員人事に関する意見を出す権限を持つが、その範囲は教育委員会ごとに決められるようにする。

コミュニティ校が持つ学校運営協議会では、民生・児童委員などの地域住民や、近隣の学校の校長などが委員となり、その学校の運営について協議する。校長がつくった学校運営の基本方針は、

同協議会の承認を得なければならぬ。同時に、コミュニティ校は、このような機能を原点に持ちつつ、子どもたちの学習環境、育成環境をより良くするため、学校が住民の協力を得るための

場ともなっており広がってきた。昨年4月の集計では、公立小・中学校の9.0%(2654校)がコミュニティ校となっている。高校は全国でも25校にとどまる。今国会では、この制

度を定めている「地方教育行政法」を改正。これまでの、教委が指定した学校は、同協議会を「置くことができ」としていた。改正案では、教委による指定を経ることなく、同協議会を「置くように努めなければならぬ」とした。小・中学校にとどまらず、幼稚園、高校、特別支援学校も対象となる。

コミュニティ校への移行は地域によって差がある。全小・中学校をコミュニティ校とする県がある一方で、現在の法律が定める法律によるコミュニティ校はゼロの県もある。同協議会が教職員人事に関する発言権を持つことがコミュニティ校へ移行する際の課題の一つだった。教委から見ると、「この先生が欲しい」という協議会の声に応えようとすると、他の学校からの要望に応えにくくなる。

改正案では、このような事態を前に、発言権を制限できる規定を置いた。現在の法律の下でコミュニティ校に移行する場合、教育委員会が「教育委員会規則」で意思決定の方法、構成員への謝礼などを定めている。教育委員会規則を通して、教職員人事に関する発言権に枠をはめられるようになる。

これまでのコミュニティ校では、具体名を出して、「この先生を異動させないでほしい」といった声が上がるとともに、具体名は出さず、特定の部活動

の指導に当たって専門性のある教員が顧問にされるように配置してほしいといった要望が出ている。今後は教委ごとに同協議会による発言権について定められるようになる。ただ、コミュニティ校への移行に当たっては、教職員の業務増大を問題視する声が根強い。校長経験がある教員一人は「視察先見直しを検討すべきである」と提言していた。

度を決めている「地方教育行政法」を改正。これまでの、教委が指定した学校は、同協議会を「置くことができ」としていた。改正案では、教委による指定を経ることなく、同協議会を「置くように努めなければならぬ」とした。小・中学校にとどまらず、幼稚園、高校、特別支援学校も対象となる。

コミュニティ校への移行は地域によって差がある。全小・中学校をコミュニティ校とする県がある一方で、現在の法律が定める法律によるコミュニティ校はゼロの県もある。同協議会が教職員人事に関する発言権を持つことがコミュニティ校へ移行する際の課題の一つだった。教委から見ると、「この先生が欲しい」という協議会の声に

と応えようとすると、他の学校からの要望に応えにくくなる。改正案では、このような事態を前に、発言権を制限できる規定を置いた。現在の法律の下でコミュニティ校に移行する場合、教育委員会が「教育委員会規則」で意思決定の方法、構成員への謝礼などを定めている。教育委員会規則を通して、教職員人事に関する発言権に枠をはめられるようになる。

これまでのコミュニティ校では、具体名を出して、「この先生を異動させないでほしい」といった声が上がるとともに、具体名は出さず、特定の部活動の指導に当たって専門性のある教員が顧問にされるように配置してほしいといった要望が出ている。今後は教委ごとに同協議会による発言権について定められるようになる。ただ、コミュニティ校への移行に当たっては、教職員の業務増大を問題視する声

が根強い。校長経験がある教員一人は「視察先見直しを検討すべきである」と提言していた。平成27年12月の中央教育審議会答申は「全ての公立学校がコミュニティ・スクールを目指すべきであり、教育委員会が積極的に設置の推進に努めていくような制度的位置づけの







# 放課後子供教室

## ～放課後子ども総合プランの推進～

(前年度予算額:5,079百万円の内数)

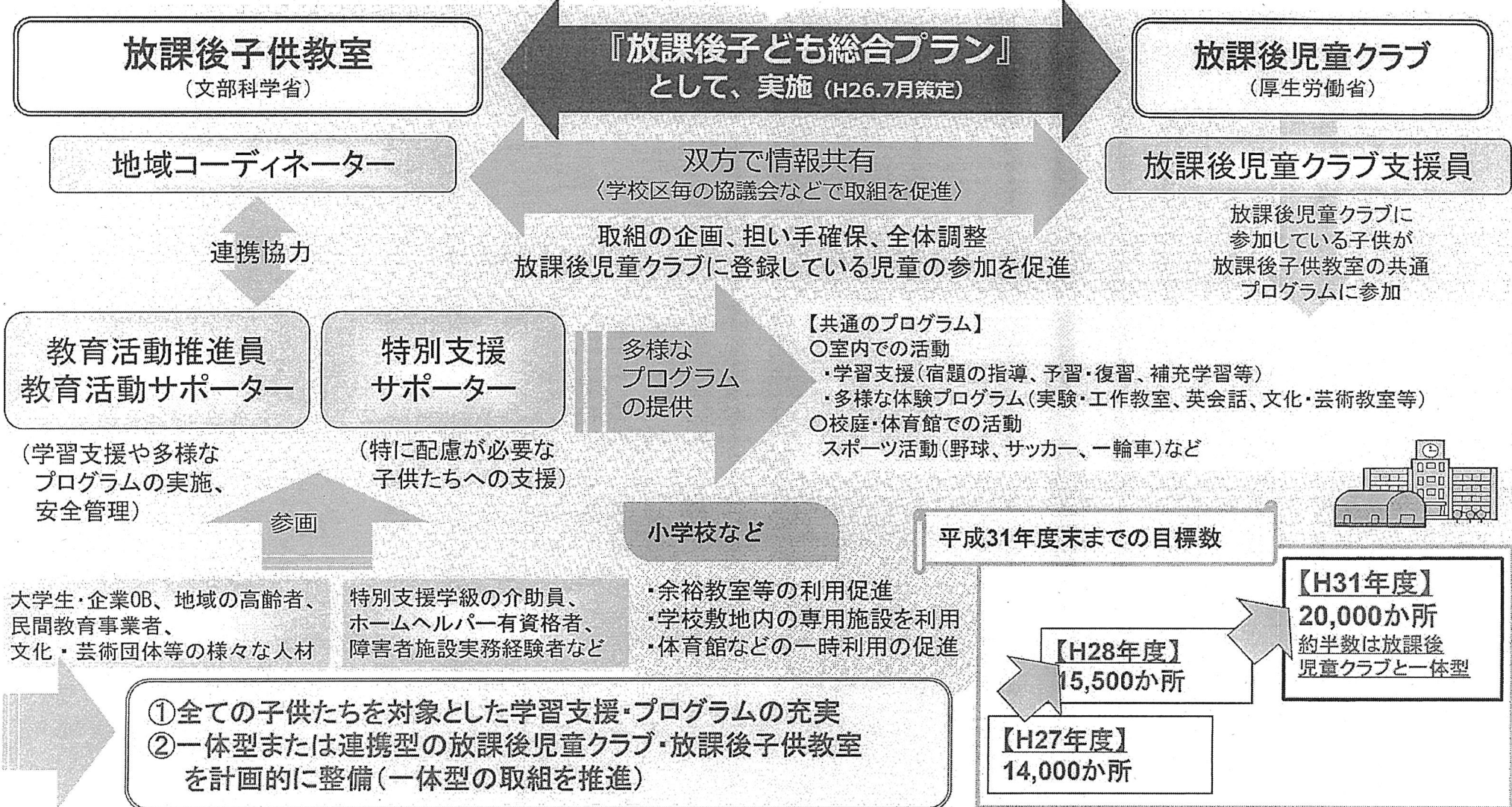
平成28年度予算額:5,246百万円の内数

学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部で実施

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

女性の活躍推進のためには、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、厚生労働省と連携して総合的な放課後対策に取り組むことが必要



## 放課後子ども教室の取組みについて（報告）

### 1. 経過について

（5/25 小学校校長会長と意見交換：学校の余裕教室の有無、管理体制等について）

- 6/21 校長会 放課後子ども教室モデル校区の説明及び意向確認
- 9/30 松原小学校 池田校長先生から実施の方向で検討していると相談あり
- 10/24 松原小学校 池田校長先生と具体的な日程等調整（年明け3学期から）
- 11/25 松原小学校 池田校長先生と協議（実施日程、運営方法等）

※実施は1月中旬から3月上旬を予定。第3学年全員を対象。

金曜日の放課後に実施。

- 12/22 松原小学校 池田校長先生と協議（運営体制、補助金申請等）

※実施は1/20から2/24まで（全5回）に変更

学習支援スタッフの確保は現在2名。本年度は試行とし、次年度は、6月から本格的に実施予定。（運動会が終わってから）

- 1/19 松原校区コミュニティ協議会へ実施に関する説明及び協力依頼
- 1/20 松原小学校「学び道場」試行実施  
～2/24

### 2. 今後の推進計画について

今回、松原小学校で「学び道場」をモデル校区として試行実施できました。松原小学校の取り組みを、校長会等で発表していただき、平成30年度には3校区で実施できるように学校、地域等へ働きかけを行っていきます。

また、エンジョイ広場における取組を、放課後子ども教室へ移行できないかなどについても検討していきます。

子ども・子育て支援事業計画における、「放課後児童対策の充実」に関しては、子育て支援課と協議を行い、市の方向性を確立させていきます。

### 3. 結びに

放課後子ども教室の実施には、学校の余裕教室があること、地域の人材確保が必要なことなど、クリアすべき課題があります。

教育委員会では、平成31年度までの実施目標を市内5校区としていきます。子どもたちが安全で安心な放課後の時間を過ごせるよう、そして成長につながる有意義な活動ができるよう、各校区に合った取組みを進めていく必要があります。

# 松原小学校「学び道場」について

## 1 目 的

本校児童の基礎的・基本的な学力の向上や学習習慣の定着を図るために、松原小学校「学び道場」を開設する。

## 2 内 容

(1) 開設時間 平成29年1月～3月

毎週金曜日放課後 (15:15～16:00)

1月20日(金)	} 5回
2月 3日(金)	
2月10日(金)	
2月17日(金)	
2月24日(金)	

(2) 対象学年 3年生全員

3年生 1組 28名 2組 28名 計56名

(3) 学習内容 算数(主に基礎・基本問題)

(4) 場 所 音楽室及び3年教室

(5) 学習方法 学習支援を要する児童については、音楽室で松原小学校職員が指導  
学習支援を要しない児童については、各教室で「学習支援リーダー」(主幹  
教諭)及び「学習支援スタッフ」(ボランティア)が指導

### 学力定着に向けての三段階学習法

- 1 授業で学習して、理解する。
- 2 学び道場で、授業で理解した内容を反復練習する。
- 3 宿題で同じ内容を、再度練習する。

## 3 予 算

放課後学習活動支援事業「学び道場」(国・県事業)の予算を充当  
学習支援スタッフ謝金単価 740円/回

なお、今後音楽室のエアコンの設置、長机や椅子、教材資料の整備を行う

## 4 運営委員会

学校関係者評価委員・学校評議委員・学校・教育委員会(社会教育課)で  
構成

学び道場の計画及び評価について検討する。

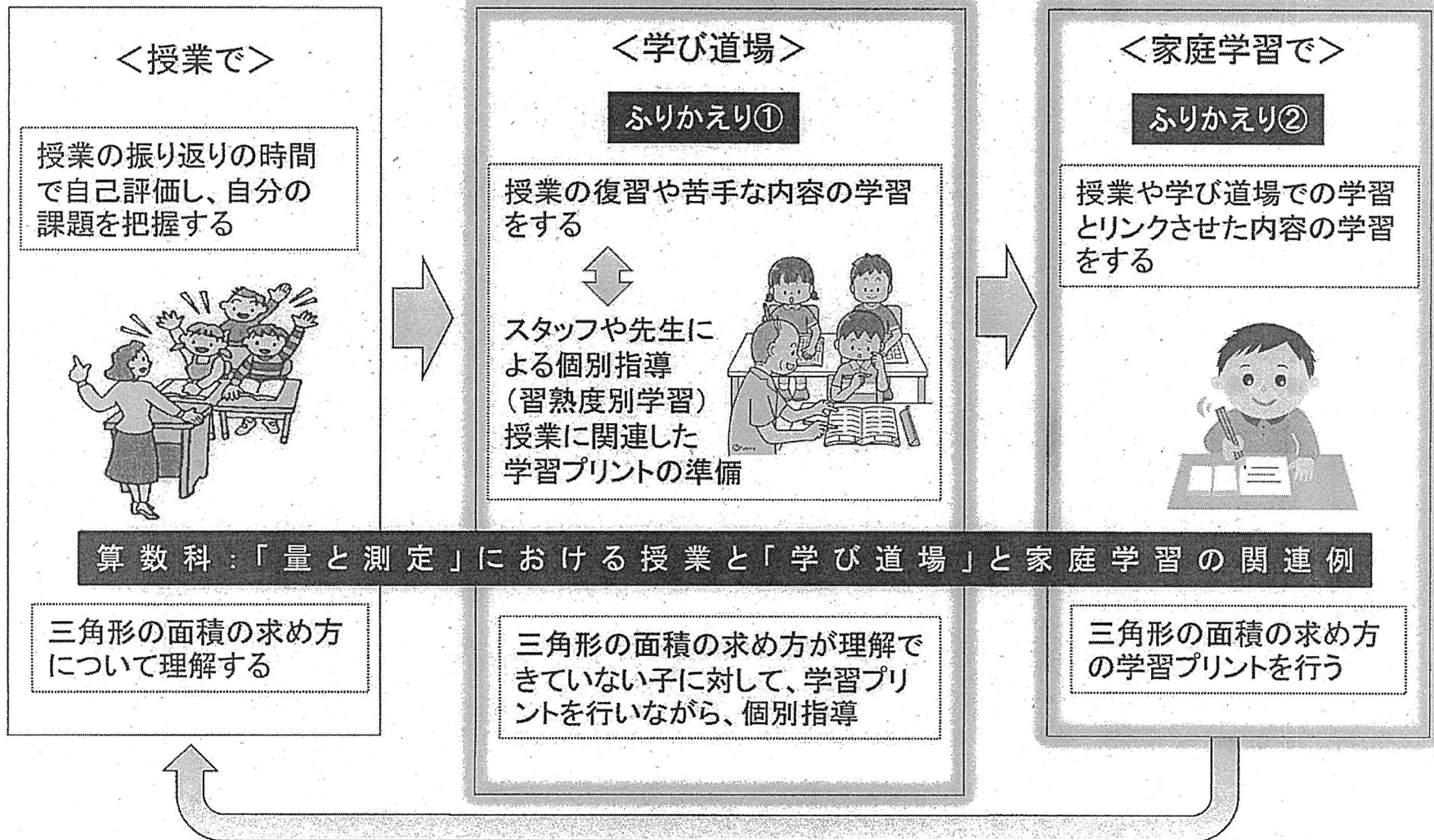
## 5 今後の予定

1 1月 教育委員会社会教育課との打ち合わせ  
松原コミュニティー協議会との事前打ち合わせ  
1 2月 「学習支援スタッフ」として、教員OBや地域人材に依頼  
1月 8日 松原コミュニティー協議会役員会での説明  
1 9日 松原コミュニティー協議会役員会で教育委員会社会教育課に  
よる説明  
2 0日 事業開始



松原小学校「学び道場」  
 <基礎学力の向上>

授業⇒学び道場⇒家庭学習をリンクさせて主体的な家庭学習を！





松原小学校「学び道場」  
＜基礎学力の向上＞

毎週金曜日放課後 15:15～15:55  
3年56名  
場所:音楽室・教室 教科:算数  
学習支援スタッフ:3名

「学び道場」の流れ

打ち合わせ  
(15:00)

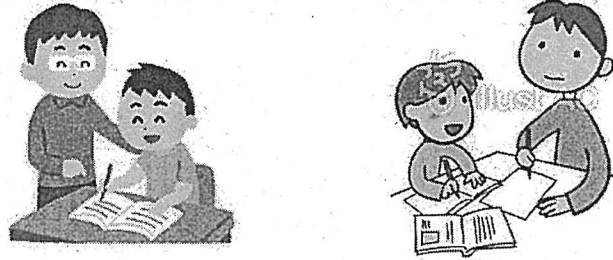
学 習  
(15:15～15:55)

反省(振り返り)  
(16:00)

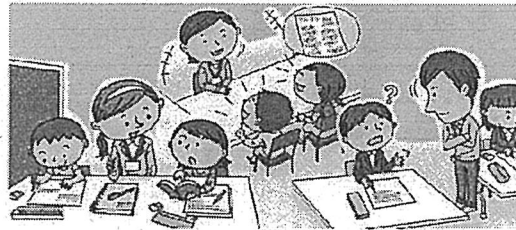
★学習内容や方法及び支援方法についての確認  
※学習支援リーダー(主幹教諭)が事前に学習内容を  
説明  
(学校【教頭・主幹教諭】  
学習支援スタッフ)

※教科は算数、個別指導に重点

- 特に個別指導を要する児童は音楽室で(教師から)



- その他は、各教室での個別指導  
(教師・学習支援スタッフから)



★今日の学習支援の振り返り  
※子どもの学習状況についての意見交換  
次回の学習の連絡  
(学校【教頭・主幹教諭】  
学習支援スタッフ)

